別棒は六ヶ月に別棒が自分又は會社の都合で休業する場合の外一ヶ月に二回の皆勤の者に對して一ヶ月に六圓以内の範圍で支給します。

支給額は一ヶ月の出勤日數に應じて左の通りであります。

出勤日數	支給額
二十日以上	六圓
十五日以上	四圓
十日以上	二圓

七　賞與金

一、十ケ年以上勤續の人には會社の規定により夫々賞牌並に賞與金を贈與します。

一、各自の仕事に就き會社の爲めになる事を工夫したり又は發明した人には別に技術賞與を支給しますから平生からよく心懸けて此賞與を貰ふ樣にして下さい。

八　救濟、扶助、其他種々の手當の事

一、公傷病に罹つた時には充分に手當治療をして休業を要する場合は規則に依る公傷病手當金をあげます。

一、一ケ年以上勤續の人で病傷の爲め永らく休む人には夫々規定の療養手當金を相當の期間支給しますから懸念なく働いて頂きたい。

一、勤務演習や簡閲點呼に召集せられた人や徴兵檢査を受くる人、濱い身内の死去の爲め又女工であつて出産等で休まねばならぬ人には相當の手續をすれば規則による手當金を支給します。

九　賞與金の減少

一、十ケ年以上勤續の人には會社の規定により夫々賞牌並に賞與金を贈與します。

一、各自の仕事に就き會社の爲めになる事を工夫したり又は發明した人には別に技術賞與を支給しますから平生からよく心懸けて此賞與を貰ふ樣にして下さい。

九　救濟、扶助、其他種々の手當の事

一、公傷病に罹つた時には充分に手當治療をして休業を要する場合は規則に依る公傷病手當金をあげます。

一、一ケ年以上勤續の人で病傷の爲め永らく休む人には夫々規定の療養手當金を相當の期間支給しますから懸念なく働いて頂きたい。

一、勤務演習や簡閲點呼に召集せられた人や徴兵檢査を受くる人、濱い身内の死去の爲め又女工であつて出産等で休まねばならぬ人には相當の手續をすれば規則による手當金を支給します。